○交通事故事件捜査処理の便宜措置について

(昭和47年6月9日岡指第195号)

改正 平成 12 年 12 月岡指第 505 号 平成 16 年 7 月岡務第 184 号 平成 17 年 3 月第 52 号 平成 17 年 12 月第 274 号

県下各警察署長

交通事故事件捜査処理にあたる管轄区域については、「岡山県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例」(昭和29年7月1日条例第64号)の定めにより、交通事故事件の発生地を管轄する警察署が当該事件の処理をしているところであるが、関係警察署の地理的条件、交通警察官の配置、人員、その他を勘案し、次の要領によつて便宜上の措置をすることとしたから、関係警察署間の連絡を密にするとともに、部下職員に徹底し、誤りのないようにされたい。

なお、本例規の制定により昭和 42 年 10 月 29 日付岡指第 432 号、岡免第 284 号「交通 事故の便宜措置を行なつている地域における仮停止該当事案の処理要領について」の例規 は廃止する。

記

1 便宜措置を実施する道路の区間及び交通事故事件の捜査処理を担当する警察署は次表のとおりとする。

管轄署	便宜措置を実施する道路の名称、区間等	事故処理担 当署	備考
岡山 北	岡山市内の県道「津高~法界院停車場線(通称金山登山道)」の岡山北署管内部分約 3.0km	岡山西	
玉野	玉野市内の県道「金甲山~槌ケ原線(通称金甲山登山道)」の玉野 署管内部分約 1.4km	岡山南	

- 2 便宜措置を実施する当該道路における交通事故事件の捜査処理区分等は、次によること。
 - (1) 当該道路の区間において発生した交通事故事件は、人身、物件事故を問わず、原則として、事故処理担当署において捜査処理に当ること。ただし、物件事故については、管轄署が届出の受理、現認等によつて、事件を認知したときは管轄署においても捜査処理に当ること。
 - (2) 被疑者の判明している仮停止(道路交通法第103条の2)該当事案については、その該当事案であることが判明した時点をもつて管轄署に引継ぎ、事故処理担当署においても早期処理に協力すること。
 - (3) ひき逃げ(含 あて逃げ)事件については、管轄署が捜査処理に当ることを原則とするが、事故処理担当署において、該当事件を認知したときは、必要な初動捜査措置を行なつたのち管轄署に引継ぐこと。

- (4) 事故統計は、事故の捜査処理を行なつた警察署において計上すること。ただし、管轄署においては、常に事故処理担当署と連絡をとり事故処理担当署が捜査処理した事故事件の内容等を聴取し、交通取締り、交通規制等交通事故防止対策の樹立に万全を期すること。
- 3 備前警察署と瀬戸内警察署の相互支援
 - (1) 備前警察署にあっては、瀬戸内市地内の国道 2 号線及びその付近の瀬戸内警察署 管内における交通事故の発生を認知した場合は、可能な限り現場臨場し、瀬戸内署 員が到着するまでの間、現場保存、交通規制等必要な支援を行うものとする。
 - (2) 瀬戸内警察署にあっては、瀬戸内市の国道 2 号線及びその付近を流動中のパトカーが、備前市香登地内の国道 2 号線及びその付近の備前警察署管内における人身交通事故の発生を認知した場合は、可能な限り現場臨場し、備前署員が到着するまでの間、現場保存、交通規制等必要な支援を行うものとする。